

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあった申立人子の学校が平成24年3月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、平成24年3月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額10万円、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円及び家族間面会交通費の賠償が認められたほか、自宅周辺の除染状況等を考慮して平成27年3月までの生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2、申立人X3（以下「申立人ら」という。）、および被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### 1 損害項目

###### (1) 申立人X3

精神的損害（日常生活阻害慰謝料） 600,000 円

###### (2) 申立人ら

① 増加費用（家族間交通費） 44,772 円

② 増加費用（自家消費野菜） 163,333 円

③ 精神的損害増額分（家族別離） 360,000 円

(3) 計 1,168,105 円

##### 2 損害期間

###### (1) 1の(1)について

自 平成23年10月1日 至 平成24年3月末日

###### (2) 1の(2)について

① 自 平成23年10月1日 至 平成24年3月末日

② 自 平成23年3月11日 至 平成27年3月末日

③ 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月末日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金1,168,105円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

#### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1の1記載の損害項目（同2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年3月18日

(仲介委員 杉田 由貴)